

南魚沼市地域防災計画

原子力災害対策編

令和4年11月修正

南魚沼市防災会議

作成 平成 25 年 5 月 22 日
修正 平成 27 年 3 月 31 日
令和 2 年 9 月 30 日
令和 4 年 11 月 30 日

原子力災害対策編

目 次

第1章 総則

第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 災害対策を実施すべき地域の範囲	1
第4節 計画の基礎とするべき災害の想定	4
第5節 発電所の状態に基づく緊急事態区分	5
第6節 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	6
第7節 用語の解説	10

第2章 災害時前対策

第1節 基本方針	12
第2節 原子力事業者からの防災事業計画に関する協議	12
第3節 原子力防災専門官との連携	12
第4節 災害応急体制整備計画	12
第5節 情報の収集・連絡体制等整備計画	15
第6節 原子力防災に関する知識の普及啓発	16
第7節 防災業務関係者研修計画	17
第8節 原子力防災訓練計画	17
第9節 退避・避難実施体制整備計画	18
第10節 広域避難体制の整備	20
第11節 緊急輸送活動体制等の整備	20
第12節 住民等への的確な情報伝達体制整備計画	21

第13節	広域避難受け入れ体制の整備	21
第3章	緊急事態応急対策	
第1節	災害対策本部等の組織・運営	22
第2節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	27
第3節	広域的応援対応	30
第4節	住民等への的確な情報伝達活動	31
第5節	屋内退避、避難等の防護活動	32
第6節	飲食物の摂取制限及び出荷制限、農林水産物等の採取及び出荷制限	40
第7節	緊急輸送活動	41
第8節	防災業務関係者の安全確保	42
第9節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する応急対策	42
第4章	災害中長期対策	
第1節	基本方針	44
第2節	緊急事態解除宣言後の支援	44
第3節	被災者等の生活再建等の支援	44
第4節	産業等への支援	45
第5節	心身の健康相談体制の整備	45

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者である東京電力ホールディングス株式会社（以下「原子力事業者」という。）が設置する柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）から、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されること及び放射性物質の事業所外運搬中において、放射性物質又は放射線が輸送容器外へ異常な水準で放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、南魚沼市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の「防災基本計画（原子力災害対策編）」及び「新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づいて作成したものであり、毎年検討を加え、必要に応じてこれを修正する。

この計画は、専門的・技術的事項について、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針（以下「原災指針」という。）」を十分尊重するとともに、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては住民への周知を図る。

各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

なお、この計画に定めのない事項については、南魚沼市地域防災計画「震災対策編」及び同「風水害等対策編」によるものとし、武力攻撃に起因する「武力攻撃による原子力災害」の対応は、南魚沼市国民保護計画で定めるものとする。

第3節 災害対策を実施すべき地域の範囲

1 地域の範囲の区分

新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）においては、原子力災害対策を実施すべき地域の範囲を県内全域とし、以下の通り発電所の中心から距離等に応じて区域等を区分している。

- (1) 即時避難区域（予防的防護措置を準備する区域、PAZ : Precautionary Action Zone）

発電所を中心とする半径（以下「半径」という。）おおむね5キロメートル圏については、主としてプルーム放出前に避難が実施できるよう準備する区域とし、発電所の状況に応じ定められている緊急事態区分を判断するための基準（以下「EAL」という。）による全面緊急事態等の発生後、指示を受けて、原則として直ちに避難を実施する。避難は、即時避難区域（PAZ）外への避難を最優先に行う必要があるが、当初から半径おおむね30キロメートル圏外への避難を実施する。

また、安定ヨウ素剤は指示があった場合、服用を実施する。

なお、即時避難が容易でなく、一定期間とどまらざるを得ない場合は、放射線防護機能を有する施設に屋内退避することも容認する。

- (2) 避難準備区域（緊急防護措置を準備する区域、UPZ : Urgent Protective action Planning Zone）

半径おおむね5～30キロメートル圏については、事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、防災対策を実施する。

全面緊急事態の発生後、指示を受けて速やかに屋内退避を実施するとともに、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で示される運用上の介入レベル（以下「OIL」という。）の考え方や施設敷地緊急事態発生後に実施する環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、退避の準備を進める区域とする。

緊急時モニタリングの結果、発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況等に基づき必要な場合は、屋内退避又は半径おおむね30キロメートル圏外への避難及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施する。

- (3) 放射線量監視地域（UPZ外）

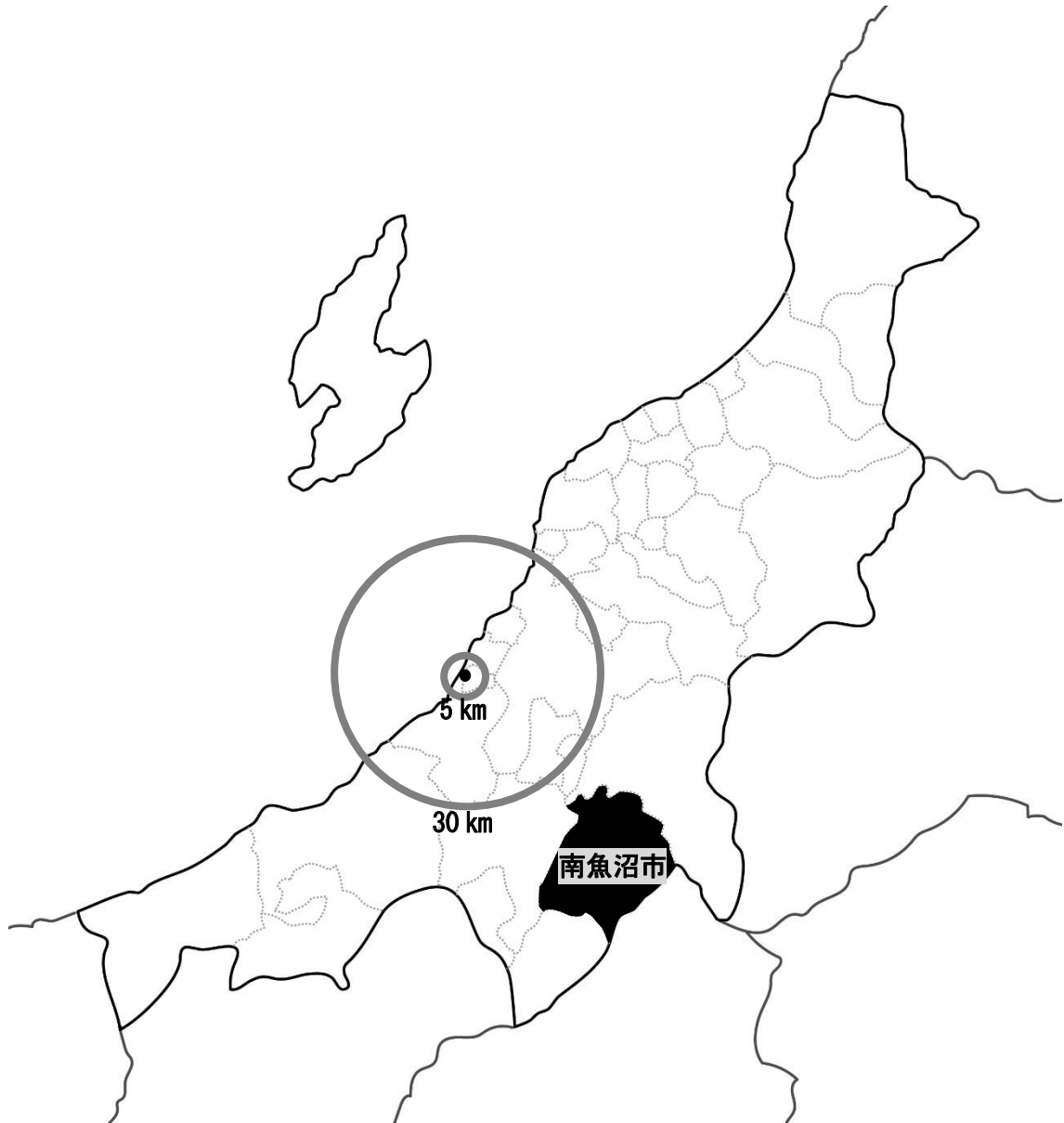
避難準備区域（UPZ）外の地域については、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置として、あらかじめ安定ヨウ素剤の備蓄等の計画を策定するとともに地域の実情に応じて屋内退避計画を策定する地域とし、緊急時モニタリングの結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果、飲食物の汚染状況調査等により、必要に応じて、屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の服用や、飲食物の摂取制限等を実施する。

2 南魚沼市における原子力防災対策を実施すべき地域の範囲

南魚沼市における原子力防災対策を実施すべき地域は、下表のとおりとする。

区域・地域名	対象地区名
UPZ外	南魚沼市全域

南魚沼市における原子力防災対策を実施すべき地域の範囲図



第4節 計画の基礎とするべき災害の想定

発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故（原子力発電所を設計する際に考慮されている事故を上回る事故であり、適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態になり、炉心溶融又は原子炉格納容器破損に至る事象をいう。）を想定する。

なお、防護対策を実施するにあたって留意すべき事項は、原災指針に基づき次のとおりとする。

1 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性のある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等の放射性物質がある。

これらは、プルームとなり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し、長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等への付着や、雨水等によるそれらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

また、事故による放出は必ずしも単一の形態によらず、発電所からの冷却水の漏えいによる場合など、複合的であることを十分考慮する必要がある。

2 原子力災害の特殊性

原子力災害では、放射性物質の放出や放射線量の上昇という特有の事象が生じる。したがって、原子力災害対策の実施に当たっては、以下のような原子力災害の特殊性を理解する必要がある。

- (1) 原子力災害が発生した場合には被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要であること。
- (2) 放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感じるできないこと。
- (3) 平時から放射線についての基本的な知識と理解を必要とすること。
- (4) 原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要であること。
- (5) 放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるため、住民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。

ただし、情報連絡、住民等の避難・屋内退避、被災者の生活に対する支援等の原子力災害対策の実施については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、原子力災害対策の特殊性を考慮しつつ、一般的な防災対策と連携して対応する必要がある。

第5節 発電所の状態に基づく緊急事態区分

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、発電所の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備や実施等を適切に進めることが重要である。

このような対応を実現するため、発電所の状況に応じて、緊急事態を以下のとおり区分する。

1 情報収集事態

原子力事業所所在市村及びその周辺（所在市村の震度が発表されない場合は近傍の市町村の震度を用いる。）における、震度5弱以上の地震が発生した段階、その他原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された段階

2 警戒事態（EAL1 AL: Alert）

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、原子力規制庁が行う緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力など緊急時モニタリングの準備、原災指針で定める施設敷地緊急事態要避難者※を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階

※…原災指針において、以下のとおり定められている。

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的措置を実施すべき者として次に掲げるものをいう。

- イ 要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

3 施設敷地緊急事態（EAL2 SE: Site area Emergency）原災法第10条事象

発電所において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電所周辺において施設敷地緊急事態要避難者の避難及び緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階

この段階において、市は災害対策本部を設置する。

4 全面緊急事態（EAL3 GE : General Emergency）原災法第15条事象

発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し、又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階
この段階において、市は災害対策本部を設置する。

第6節 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定地方公共機関、その他の公共機関及び原子力事業者等の原子力防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所管事務又は業務を通じて原子力防災に寄与すべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、南魚沼市地域防災計画（震災対策編）及び同（風水害等対策編）によるほか、次のとおりとする。

関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
南魚沼市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練に関すること ○ 住民等に対する通信連絡網の整備に関すること ○ 住民等に対する原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること ○ 事故状況の把握及び連絡に関すること ○ 市原子力災害対策本部等の設置・廃止に関すること ○ 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること ○ 緊急時モニタリングへの協力に関すること ○ 住民等の退避、避難、及び立ち入り制限に関すること ○ 広域避難の受け入れに関すること ○ 県の緊急時医療活動に対する協力に関すること ○ 住民等に対する飲食物の摂取制限等に関すること ○ 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること ○ 住民等に対する農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること ○ 市道の通行確保に関すること ○ 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること ○ 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること ○ 防災業務関係者の被ばく管理に関すること ○ 放射性物質及び放射性物質に汚染された物質（以下「汚染物質」という。）の除去及び除染に関すること ○ 住民等に対する各種制限措置の解除に関すること ○ 損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること ○ 風評被害等の影響の軽減に関すること ○ 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援に関すること ○ 心身の健康相談に関すること ○ 児童、生徒の退避及び避難に関すること ○ 学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関すること ○ 教職員、児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること
(南魚沼市消防本部)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民等に対する広報に関すること ○ 住民等の屋内退避、避難の誘導に関すること ○ 緊急時医療活動に対する協力に関すること ○ 救急活動の実施に関すること

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新潟県防災会議原子力防災部会に関すること ○ 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び防災関係機関等職員に対する教育訓練に関すること ○ 原子力防災に関する訓練の実施に関すること ○ 通信連絡網の整備に関すること ○ 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること ○ 発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること ○ 原子力事業者からの報告の徴収、立入検査に関すること ○ 新潟県柏崎刈羽原子力防災センター（以下「原子力防災センター」という。）の整備及び維持に関すること ○ 県原子力災害警戒本部の設置・廃止に関すること ○ 県原子力災害対策本部の設置・廃止に関すること ○ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関すること ○ 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること ○ 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入に関すること ○ 他の都道府県及び関係機関への応援要請及び受入に関すること ○ 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること ○ 緊急時モニタリングに関すること ○ 住民等の退避、避難及び立入制限に関すること ○ 原子力災害医療措置に関すること ○ 飲食物の摂取制限等に関すること ○ 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること ○ 農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること ○ 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること ○ 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること ○ 防災業務関係者の被ばく管理に関すること ○ 汚染物質の除去及び除染に関すること ○ 各種制限措置の解除に関すること ○ 市町村の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること ○ 県管理一般国道及び県道の通行の確保に関すること ○ 損害賠償請求等に必要資料の取りまとめに関すること ○ 風評被害等の軽減に関すること ○ 被災中小企業、被災農林水産業者等に対する支援に関すること ○ 物価の監視に関すること ○ 心身の健康相談に関すること

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(教育庁) (県警察)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員、児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること ○ 児童、生徒の退避及び避難に関すること ○ 学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関すること ○ 緊急かつ広域的な救助活動、住民等の避難誘導等に関すること ○ 警戒区域、防護対策を講ずるべき区域における警戒警備に関すること ○ 交通規制、緊急交通路の確保に関すること ○ 現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
指定地方 行政機関	北陸農政局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地、家畜、農林水産物等への影響に関する情報収集及び報告に関すること ○ 農林水産物の安全性に係る風評被害の防止に関すること
	東北経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気の安定供給に関すること ○ 災害時における原子力災害合同対策協議会への支援に関すること
自衛隊	陸上自衛隊 (第30及び第2 普通科連隊)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること。 ○ 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること。 ○ 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること。 ○ 緊急時モニタリングへの協力に関すること
	海上自衛隊 (新潟基地分遣 隊)	
	航空自衛隊 (新潟救難隊)	

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
東京電力ホールディングス株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力施設の防災管理に関すること ○ 従業員等に対する教育、訓練に関すること ○ 関係機関に対する情報の提供に関すること ○ 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること ○ 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること ○ 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること ○ 原子力防災センター（現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会等）への防災要員及び緊急時モニタリングセンターへの要員の派遣に関すること ○ 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること ○ 汚染物質の除去等に関すること

第7節 用語の解説

この計画における主な用語の解説は、次のとおりとする。

用語	解説
安定ヨウ素剤	放射性ではないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。原子力発電所等の事故により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こすおそれがある。安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられる。
甲状腺	前頸部（ぜんけいぶ）に位置し、喉頭（こうとう）の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝や成長ホルモン・発育を促進する重要な内分泌器官のこと。
スクリーニング	放射性物質が放出された後のO I Lに基づく避難の際に、避難や一時移転する者の汚染状況を確認することを目的として実施される検査。
ブルーム	気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団
モニタリングポスト	放射線の連続モニタを備えた測定設備のこと。 （据え付け型と追加の測定用の可搬型の2種類がある。）
環境放射線モニタリング	原子力発電所周辺等で行われる放射線・放射能測定のこと。 原子力発電所周辺の監視を目的とした平時からの環境放射線モニタリングと、原子力災害発生時に実施する緊急時の環境放射線モニタリング（緊急時モニタリング）がある。

避難所	被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。
避難経由所	広域避難者を適切な避難所に誘導するために避難所の前に向かう目的地であって、避難者への情報提供等の機能を有する施設。

第2章 災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定める。

原子力事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）及び同法に基づく保安規定並びに関係法令（以下「原子力関係法令等」という。）を遵守し、発電所の運転に際しては、安全管理に最大限の努力を払い、放射性物質の放出により住民等に影響が及ぶことのないよう安全を確保するとともに、発電所周辺で大規模自然災害が発生した場合に備えた体制の整備を図る。

また、原災法第7条第1項に基づく原子力事業者防災計画を遵守し、原子力防災対策の円滑かつ適切な遂行のため、県、市町村及びその他防災関係機関との有機的な連絡協力体制の確立を図り、原子力防災体制の整備に万全を期する。

第2節 原子力事業者からの防災業務計画に関する協議

市は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について県から意見聴取を受けた時は、市地域防災計画（原子力対策編）と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答する。

第3節 原子力防災専門官との連携

市は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、防災訓練の実施、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携などの緊急時対応等については、平時から原子力防災専門官と連携を図り、実施する。

第4節 災害応急体制整備計画

1 計画の方針

市は、発電所等において警戒事態が発生し、その後原子力災害に至り、その影響が地域に及ぶ、又はそのおそれがある場合（以下「緊急時」という。）に備え、災害対策活動を円滑に実施するために必要な体制の整備を図る。

2 防災関係機関の体制の整備

(1) 市、県、原子力事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ、非常時の職員参集体制の整備を図る。

また、市は、発電所における警戒事態が発生し、緊急時の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、職員の参集体制をあらかじめ整備する。

- (2) 国、県及び重点区域を含む市町村は、原災法第 15 条第 1 項の規定に基づく原子力緊急事態宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）発出後は、その事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、同法第 23 条第 1 項の規定に基づく原子力災害合同対策協議会（以下「原子力災害合同対策協議会」という。）を原子力防災センターに組織することとされている。

市は、原子力災害合同対策協議会からの緊急時モニタリング情報、医療関係情報、住民避難・屋内退避の状況等についての情報把握を行う。

- (3) 県は、市町村の区域を越えて避難する住民の受入れが可能な市町村（以下「受入可能市町村」という。）との調整のほか、市町村による放射線、放射性物質濃度の測定等の支援、原子力防災訓練での連携等、平常時から、市町村と緊密な連携を図る。また、県は、広域避難所の選定、市町村の避難計画立案支援等、避難指示を出した市町村（以下「避難市町村」という。）と受入可能市町村間の連携や協力体制を支援する。

市は、県と協力し、市町村間の広域的な協力応援体制を推進する。

3 原子力防災センター

- (1) 県は、国、市町村及び原子力事業者と協力して、それぞれの役割と責任に応じて、原子力防災センターに非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進する。
- (2) 県及び国は、相互に連携して、過酷事故においても継続的に活動することのできる原子力防災センターの施設、設備、防護資機材、資材等について適切に整備、維持・管理を行う。
- (3) 県は、原子力防災センターを地域における原子力防災の拠点として、平常時から防災業務関係者の研修及び訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用する。

4 広域的相互応援体制

- (1) 原子力災害時には、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定されるため、県及び防災関係機関は地域からの応援または他地域への応援を必要とする場合に備え、広域の相互応援体制を整備するとともに、受入体制の整備を図る。
- (2) 県は、災害対策基本法第 8 条第 2 項第 12 号の規定に基づき締結している「原子力災害時の相互応援に関する協定（以下「原子力災害相互応援協定」という。）のほか、都道府県間及び防災関係機関と締結している相互応援協定等を、原子力災害においても活用する。
- (3) 県は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなどの連携強化を進めることにより災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対応等が行えるように努める。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理支援、支援物資の管理・輸送、放射能測定等）については、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

- (4) 県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有効な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

5 救助・救急、消火等の防護資機材の整備

(1) 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助資機材等の整備に努める。

(2) 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

市は、国及び県と協力し、災害応急対策に従事する職員の安全を確保するための資機材を整備する。また、災害時における避難誘導等の防護対策活動を実施するための資機材もあわせて整備する。

(3) 救助・救急機能の強化

市は、県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

6 食料・物資の備蓄、調達供給活動と公共用地の活用

(1) 市、県、及び事業所は、一定量の食料・物資の備蓄に努める。

また、食料・物資のうち、地震、風水害等のために備蓄している場合と共通するのは、相互に兼ねる。

(2) 市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

(3) 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

(4) 市は、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

7 緊急時モニタリング体制の整備

市は、県の実施する原子力災害時における緊急時モニタリング体制の整備に対して協力する。

8 原子力災害医療体制の整備

(1) 市は、県の協力によって原子力災害医療に関わる要員等の確保に努め、県は原子力災害医療に関わる要員に対して必要な研修及び訓練を行う。

県は、市と協力し、必要な資機材の保管場所とともに、使用する場合の連絡体制及び配置方法をあらかじめ定める。

- (2) 県は、屋内退避施設及び避難所に救護所を設置し、住民に対する汚染検査、除染等を実施する体制を整備するとともに、救護所間等の情報連絡体制について必要な体制を整備する。なお、市は、救護所の運営の支援体制を整備する。

第5節 情報の収集・連絡体制等整備計画

1 計画の方針

市、国、県、原子力事業者及びその他防災関係機関は、緊急時に原子力防災に関する情報の収集・共有及び連絡を相互にかつ円滑に行うため、必要な体制等を整備する。

2 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 市と関係機関相互の情報収集・連絡体制

市、国及び県は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態が発生した場合に、原子力事業者から、直ちに通報を受けることができる体制を整備する。

なお、市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、その他防災関係機関及び原子力事業者との間において、確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

- ・ 事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の受信や通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- ・ 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
- ・ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ・ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）

(2) 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

(3) 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

(4) 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、防災行政無線、携帯電話等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

3 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積を図る。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化の推進に努める。

4 通信手段の整備

(1) 災害に強い伝送路の構築

市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

(2) 災害時優先電話等の活用

市は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

(3) 非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備の整備(補充用燃料を含む。)に努める。

(4) 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

(5) 原子力事業者の通報・連絡手段の整備

原子力事業者は、緊急時に県、市及び関係機関への通報・連絡を確実にを行うため、機器等の耐震化や多重化を含めた必要な通信手段を整備する。

5 原子力防災対策上必要な資料

市は、国、県及び原子力事業者と連携して、応急対策を的確に実施するため、人口・世帯等の社会環境に関する基礎的情報等を整理するとともに、原災法に基づき原子力事業者が作成する原子力事業者防災業務計画を備え付けるなど、防災対策上必要とする資料を整理する。

第6節 原子力防災に関する知識の普及啓発

1 計画の方針

市及び県は、緊急時に備え、住民等が適切に行動できるよう、平常時から、国や原子力事業者と協力して、原子力災害時にとるべき行動、留意事項及び問い合わせ先など、原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

2 教育機関における普及啓発

市及び県は、教育機関、民間団体等と連携し、防災教育を実施する。また、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

3 要配慮者等への配慮

市及び県は、防災知識の普及と啓発に際して、地域において十分に要配慮者を支援できる体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的少数者の視点へ十分に配慮するよう努める。

第7節 防災業務関係者研修計画

1 計画の方針

市は、国、県、県内市町村及び防災関係機関等の協力を得て、緊急時に原子力防災対策の円滑な実施を図るため、市町村職員、消防団、自主防災組織のリーダーを含めた防災業務関係者に対し、研修を広域的に実施する。

2 研修項目

- ① 区域・地域ごとの原子力防災体制及び組織に関すること
- ② 発電所等の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特殊性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ 緊急時モニタリング等の実施方法及び機器に関すること
- ⑥ 原子力防災対策上の設備、機材等に関すること
- ⑦ 緊急時に県、国及び市町村等が講じる対策の内容に関すること
- ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑨ 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- ⑩ 緊急時の広報に関すること
- ⑪ その他必要と認めること

第8節 原子力防災訓練計画

1 計画の方針

市は、国、県、県内市町村及び防災関係機関等の協力を得て、原子力防災に関する協力及び防災体制の確立並びに関係職員の防災技術の向上を図り、併せて防災意識の高揚を図るため、次に掲げる訓練を要素ごと又は各要素を組み合わせた計画を策定し、定期的に訓練を実施する。

2 訓練項目

- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
- ② 緊急時通信連絡訓練
- ③ 緊急時モニタリング訓練
- ④ 原子力災害医療訓練
- ⑤ 住民に対する情報伝達訓練
- ⑥ 住民等の避難訓練
- ⑦ 避難所等運営訓練
- ⑧ その他必要と認める訓練

第9節 避難・退避実施体制整備計画

1 計画の方針

県は、市町村と協力し、即時避難区域（P A Z）など緊急性の高い区域から段階的に迅速・円滑な避難ができるよう退避・避難実施体制の整備を図る。

市は、国、県、県内市町村及び防災関係機関と協力し、円滑に避難等の対応を実施することができるよう、的確に情報を共有できる体制を整備する。

また、市は、一定規模のコンクリート建物等の施設の現況把握に努めるとともに、県及び防災関係機関と協力し、あらかじめ屋内退避及び避難誘導のための計画を作成するものとする。

2 避難所等の整備及び確保への協力

(1) 指定避難所の整備及び確保への協力

ア 市は、学校、市公民館、公会堂、開発センター等公共的施設等を対象に、管理者の同意を得て指定避難所として指定する。また、市は避難所の指定にあたっては、風向等の気象条件により指定避難所が使用できなくなる可能性を考慮し、国及び県の協力の下、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備する。

なお、避難所等として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難・退避生活に係る環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともにその耐震化を図る。

併せて、男女双方及び性的少数者の視点や、要配慮者のニーズについても十分に配慮する。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

イ 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

(2) 避難誘導用資機材等の確保

市は、国及び県と協力し、住民の避難誘導に必要な資機材・車両等の確保を図る。

3 要配慮者の避難・屋内退避体制の整備

(1) 市は、県の協力により、要配慮者のうち、避難行動に支援が必要な避難行動要支援者の屋内退避・避難が、近隣住民、自主防災組織、消防団等の呼びかけや介助の下で円滑に実施できるよう、あらかじめ「個別避難計画等」に基づいて避難支援体制を整備する。

- (2) 病院、福祉施設等の管理者は、入院又は入所の要配慮者の屋内退避・避難が円滑に実施できるよう、避難誘導計画を作成するよう努める。
市は、県、医療機関及び施設管理者の協力により、入院又は入所の要配慮者の受入等、病院や福祉施設相互の協力体制を整備する。
- (3) 県は、避難所・屋内退避所における要配慮者の健康状態の把握及びケアが適切に行われるよう、避難市町村、受入可能市町村、防災関係機関及び福祉関係団体等と協力し、福祉避難所の確保を含め、あらかじめ体制を整備する。
- (4) 消防機関等の防災関係機関は、避難行動要支援者の屋内退避・避難が困難な場合に備え、あらかじめ支援体制を整備する。
- (5) 市及び県は、保育園、幼稚園、病院、社会福祉施設の管理者に対し、自力避難の困難な要配慮者の避難誘導方法、近隣住民の協力体制、保護者への安否の連絡等に配慮した避難計画の策定に努めるよう要請する。

4 住民の避難状況等の確認体制の整備

市は、退避・避難のための立ち退きの指示等を行った場合において、住民の退避・避難状況を的確に把握するため、警察、消防等防災関係機関とあらかじめ必要な体制の整備に努める。

5 避難・屋内退避の住民等への事前周知

- (1) 市及び県は、原子力災害発生後の経過に応じて、住民、在勤・在学者、観光客、地域外からの応急対応応援者及び仕事等での一時滞在者等（以下「一時滞在者等」という。）へ提供すべき情報の種別、周知方法及び問い合わせ先について、あらかじめ整理・準備する。
- (2) 市及び県は、屋内退避の方法、避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。
- (3) 市は、他市町村の避難者を受け入れる際の住民等への広報内容について、あらかじめ整理する。

6 学校等における体制の整備

- (1) 学校等の管理者は、必要に応じ職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備するとともに、市及び県と協力し、原子力災害発生時に園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画等の策定、避難訓練の実施に努める。
- (2) 市及び県は、学校等の管理者に対し、必要に応じて、消防、県警察、近隣施設、地域住民、民間ボランティアと協力し、平素から原子力災害時における協力体制を整備するよう、指導、助言に努める。
また、市及び県は、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

第10節 広域避難体制の整備

1 方針

県は、国、県警察と協力し、広域的な避難が必要となった場合に備え、円滑な避難を実施できる体制を整備する。市は、県が行う広域避難体制の整備に対して協力する。

2 避難所の確保・調整

- (1) 県は、市町村の区域を越えて避難が必要となる場合に備え、県内市町村と協議し、受入可能市町村が、重点区域を含む市町村ごとに複数となるよう調整するとともに、避難施設の選定を行う。

なお、県は、複合災害での被害が甚大で県内市町村での避難者の受入れが困難と見込まれる場合を想定し、国の協力のもと、避難の受入れに関する事項について、近隣県と調整のうえ、避難施設を選定する。

- (2) 受入可能市町村は、重点区域を含む市町村と協力し、長期避難となった場合の情報伝達方法、問い合わせ窓口の設置、生活環境設備の整備等について、あらかじめ計画を定める。

なお、受け入れ可能市町村は、重点区域を含む市町村と協議し、避難者が円滑に生活できるよう配慮するとともに、地域コミュニティ単位を考慮して避難所を割り当てる。

3 避難体制の整備

県は、県警察及び防災関係機関と協力し、重点区域を含む市町村に対し、あらかじめ住民が円滑に避難できる方法、避難経路及び避難先への誘導體制等、複数のパターンの行動計画の作成について支援する。

第11節 緊急輸送活動体制等の整備

1 方針

県は、緊急時に備え、必要な判断や助言を行う専門家等の移送や円滑な緊急物資の輸送に係る交通管理体制等を整備する。市は、県が行う緊急輸送活動体制等の整備に対して協力する。

2 輸送活動体制等の整備

- (1) 県は、国及び市の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確保するため、緊急輸送路、被害状況の把握装置及び道路情報板などの整備を行い、道路管理体制の充実に努める。
- (2) 市は、国及び県の道路管理者と協力し、積雪期における緊急輸送活動を円滑に行うため、道路除排雪体制の強化や道路施設の耐震性の確保及び克雪施設の整備に努めるほか、必要な資機材の備蓄など緊急輸送活動体制の整備に努める。
- (3) 市は、保有する車両の数量等に基づき、緊急時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めるよう努める。

第12節 住民等への的確な情報伝達体制整備計画

1 計画の方針

市及び県は、国及び防災関係機関と協力し、情報収集事態等が発生した場合において、住民等に対して、被災者の危険回避のための情報を含め災害対応の局面や場所に応じた情報をわかりやすく迅速に伝達するため、情報伝達の際の役割等の明確化に努め、必要な情報伝達体制及び設備を整備する。

2 情報伝達体制及び設備の整備

(1) 市及び県は、国、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、総合防災情報システム、防災行政無線、広報車両等の広報施設及び機器等の整備やコミュニティ放送、ソーシャルメディア等の活用による情報の伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、伝達方法、提供すべき情報の内容及び実施者、住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめ定める等必要な体制を整備する。

また、市は、民生委員児童委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、要配慮者に対する伝達体制の整備に努める。

(2) 市及び県は、国、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者及び一時滞在者等、通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対する情報伝達体制を整備する。

(3) 市及び県は、電気通信事業者と協力し、災害・避難情報を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールの活用を促進する。

(4) 市は、緊急情報をFMゆきぐにの割込み放送、緊急情報メール等により伝達する。

3 地域コミュニティによる共助意識の醸成

市及び県は、原子力災害時における情報伝達及び避難誘導に関し、地域コミュニティの果たす役割に鑑み、民生委員児童委員、自主防災組織及び行政区と協力し、地域における共助意識の醸成に努める。

第13節 広域避難受け入れ態勢の整備

原子力災害発生時において、放射性物質の拡散状況等により、南魚沼市に影響がないと判断された場合は、県内自治体の広域避難の受け入れを行うこととなるため、体制を整備する。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 災害対策本部等の組織・運営

1 方針

市は、緊急時には、災害対策基本法に基づく災害対策本部又は市の対応方針に基づき警戒本部を設置する。

また、警戒本部の設置に至らないような事故が発生した場合でも、事故に対する住民の不安や動揺等の緩和を図るため、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書（以下「安全協定」という。）及び市の対応方針に基づき適切に対応する。

2 災害対策本部等の設置基準

市長は、発電所にかかる防災対策の迅速かつ的確な実施のため、次の設置基準により応急活動体制をとる。

態 勢	設 置 基 準	活動体制
第1次配備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 柏崎市又は刈羽村で、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき ○ 県内で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき ○ 柏崎市又は刈羽村の沿岸を含む津波予報区で、大津波警報が発表されたとき ○ 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1マイクロシーベルト/時を超える数値を検出したとき ○ 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に該当する重要な故障が認められるとき ○ その他市長が必要と認めたとき 	警戒本部
第2次配備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき ○ 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき ○ その他市長が必要と認めたとき 	災害対策本部

3 警戒本部の設置

(1) 警戒本部設置基準

市長は、第1次配備態勢の設置基準に該当したときは、原子力災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の設置準備のため、警戒本部を設置する。

(2) 警戒本部（本部室）の設置場所

本部は、南魚沼市役所本庁舎に設置する。

(3) 組織

ア 本部長：市長

イ 副本部長：副市長、教育長、病院事業管理者

ウ 本部員：総務部長、消防長、産業振興部長、市民生活部長、建設部長、福祉保健部長、上下水道課部長、病院事務部長、教育部長、議会事務局長

(4) 所掌事務

ア 発電所の事故に関する情報の収集及び関係部局、防災関係機関への情報提供

イ 応急対策の検討、調整及び実施

ウ 関係機関との連絡調整

エ 報道機関への情報提供

オ 住民等への広報

カ 災害対策本部の立ち上げ準備

キ その他必要な事務

(5) 本部会議

本部長は、指示の徹底及び各部局の情報交換と対応の調整等のため、必要に応じて本部会議を開催する。

(6) 廃止

次の場合は警戒本部を廃止する。

ア 災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合

イ 被害が軽微又は発電所の事故が収束し、災害応急対策の必要がないことを確認した場合

ウ その他必要がなくなったと本部長が判断した場合

4 災害対策本部の設置

(1) 設置基準等

ア 市長は、第2次配備態勢の設置基準に該当したときは、速やかに職員を非常招集し、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

イ 本部長は、情報の収集・連絡体制の確立のため、原災法第10条に基づく原子力事業者からの事象等の発生通報後速やかに国、県、原子力事業者及び防災関係機関と連絡を密にし、事故の状況の把握に努める。

ウ 本部長は、おおむね次の基準により災害対策本部を廃止する。

(ア) 原子力緊急事態解除宣言がなされた場合

(イ) 本部長が、発電所の事故が収束し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと判断した場合

(2) 本部（本部室）の設置場所

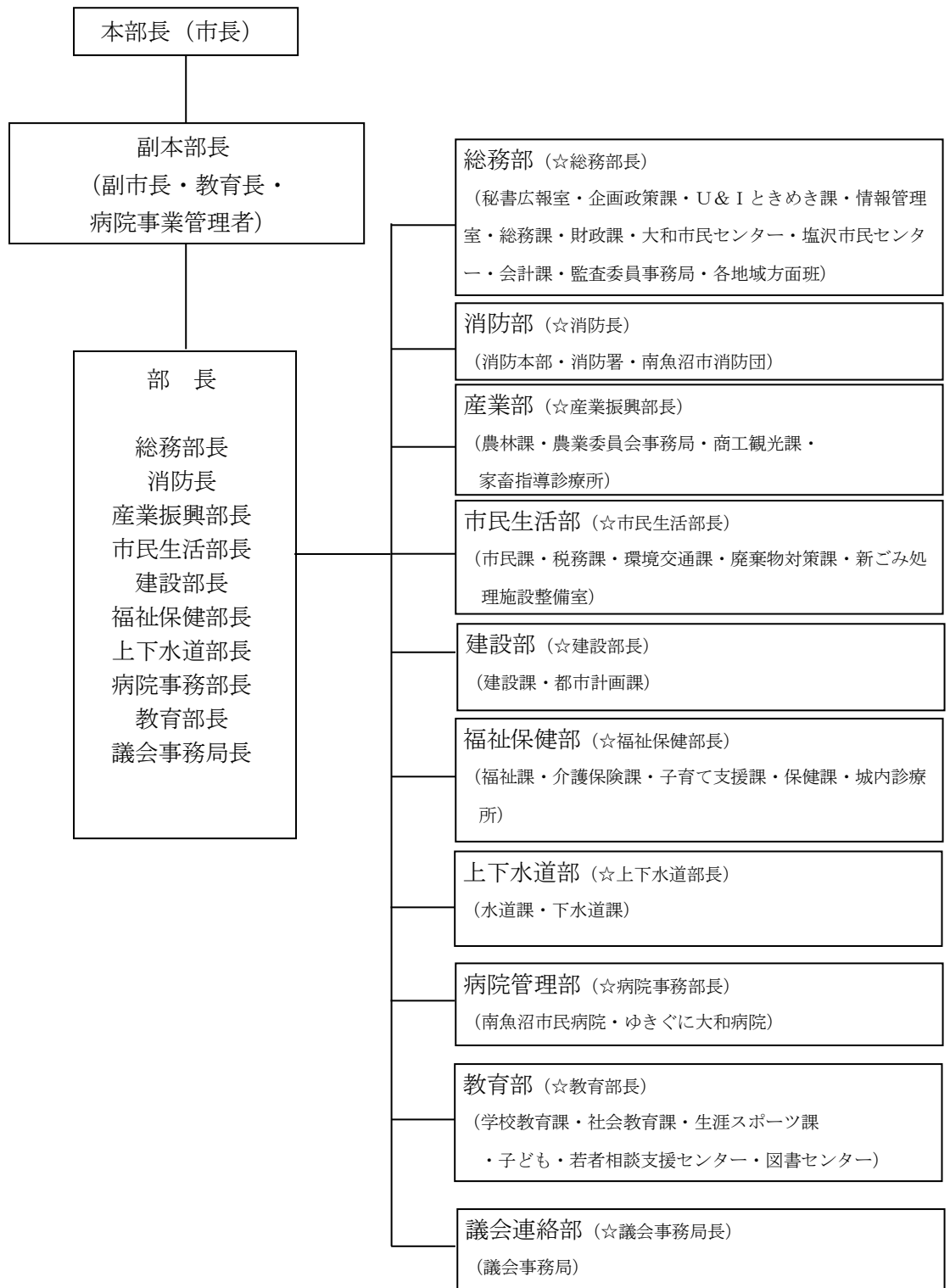
本部は、南魚沼市役所本庁舎に設置する。

(3) 本部の組織、運営等

災害対策本部の組織は、別表1のとおりとし、構成及び事務分掌は、別表2のとおりとする。

別表 1

災 害 対 策 本 部 組 織



(注)

- ①各部においては、☆印を部長とし、以外の次課長等を副部長とする。
- ②各出先機関は、本庁所管課の部に属する。

別表 2

災害対策本部の事務分掌

部 名	所 属	活動業務
総務部	秘書広報室 企画政策課 U&I ときめき課 情報管理室 総務課 財政課 大和市民センター 塩沢市民センター 会計課 監査委員事務局 三用地域方面班 赤石地域方面班 大崎地域方面班 藪神地域方面班 城内地域方面班 大巻地域方面班 五十沢地域方面班 上田地域方面班 中之島地域方面班 石打地域方面班	被害情報の収集・伝達 住民への広報・報道対応 住民等避難計画 行方不明者の搜索 自衛隊の災害派遣計画 輸送計画 食糧・生活必需品等供給対策 災害時の放送 公衆通信の確保 義援金の受入れ・配分計画 義援物資対策 災害救助法による救助 (原災) 環境放射線モニタリング (原災) 屋内退避・避難誘導 (原災) 汚染物質の除去・除染 (原災) 避難経由所の運営 (原災) 広域避難受け入れ調整
消防部	消防本部 消防署 南魚沼市消防団	被害情報の収集・伝達 行方不明者の搜索 警備・保安及び交通規制計画 消火活動計画 救急・救助活動計画
産業部	農林課 農業委員会事務局 商工観光課 家畜指導診療所	被害情報の収集・伝達 農地・農業用施設等の応急対策 農林水産業応急対策 商工業応急対策 (原災) 飲食物の出荷制限
市民生活部	市民課 税務課 環境交通課 廃棄物対策課 新ごみ処理施設整備室	避難所運営計画 廃棄物の処理計画 トイレ対策計画 遺体の搜索・処理・埋葬計画 危険物等施設応急対策 生活支援のための情報提供・相談・巡回 受付 り災証明書の発行 入浴対策 家庭動物の保護対策

建設部	建設課 都市計画課	被害情報の収集・伝達 警備保安及び交通規制 建物の応急危険度判定計画 宅地等の応急危険度判定 障害物の処理計画 道路・橋梁・トンネル等の応急対策 治山・砂防施設の応急対策 河川施設の応急対策 応急住宅対策
福祉保健部	福祉課 介護保険課 子育て支援課 保健課 地域包括支援センター 保育園 城内診療所	医療救護活動計画 防疫及び保健衛生計画 心のケア対策 要配慮者の応急対策 ボランティアの受入れ計画 義援金の受入れ・配分計画 生活再建支援のための情報提供・相談・ 巡回・受付 避難所外避難者の支援計画 (原災) 県の緊急時医療活動への協力 (原災) 飲食物の摂取制限
上下水道部	水道課 下水道課	トイレ対策計画 給水・上水道施設応急対策 下水道施設等応急対策
病院管理部	南魚沼市民病院 ゆきぐに大和病院	医療救護活動計画
教育部	学校教育課 社会教育課 生涯スポーツ課 子ども・若者相談支援 センター 図書センター	学校における応急対策 文化財応急対策 児童生徒に対する心のケア対策計画
議会連絡部	議会事務局	議会との連絡調整

(原災)は、原子力災害固有事務又は原子力災害単独事務

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 方針

市、県及び防災関係機関は、緊急時において、防災関係機関が応急対策活動を実施するため、迅速かつ的確に情報の収集・連絡を行う。

2 警戒事態発生時の連絡等

(1) 原子力事業者の通報・連絡

原子力事業者は、情報収集事態、警戒事態又は発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合は、原子力関係法令、安全協定等に基づき、国、県、県内全市町村及びその他必要な機関に通報・連絡する。

(2) 防災関係機関相互の連絡

市は、国、県及び防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。

3 施設敷地緊急事態発生時の連絡等

(1) 発電所の原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、施設敷地緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合は、国、県等に通報することとされている。また、安全協定に基づき、県内全市町村及びその他必要な機関に通報する。

(2) 国は、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「国の事故対策本部」という。）及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故現地合同対策本部（以下「国の事故現地対策本部」という。）を設置する。

(3) 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通しや事故情報等について国の事故対策本部内に情報を共有する。

国の事故対策本部は、県、即時避難区域（PAZ）を含む市町村及び県警察に連絡することとされている。

(4) 国の事故対策本部は、即時避難区域（PAZ）を含む市村に対して、施設敷地緊急事態要避難者の避難や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難等の準備（避難先や輸送手段の確保等）を、避難準備区域（UPZ）を含む市町に対しては、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請する。

また、避難準備区域（UPZ）外の市町村に対して、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請する。

(5) 県は、原子力防災管理者、国の事故対策本部及び事故現地対策本部から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し、関係する防災関係機関に連絡するとともに、防災無線の一斉通報FAX等により、市町村及び消防本部に通報する。

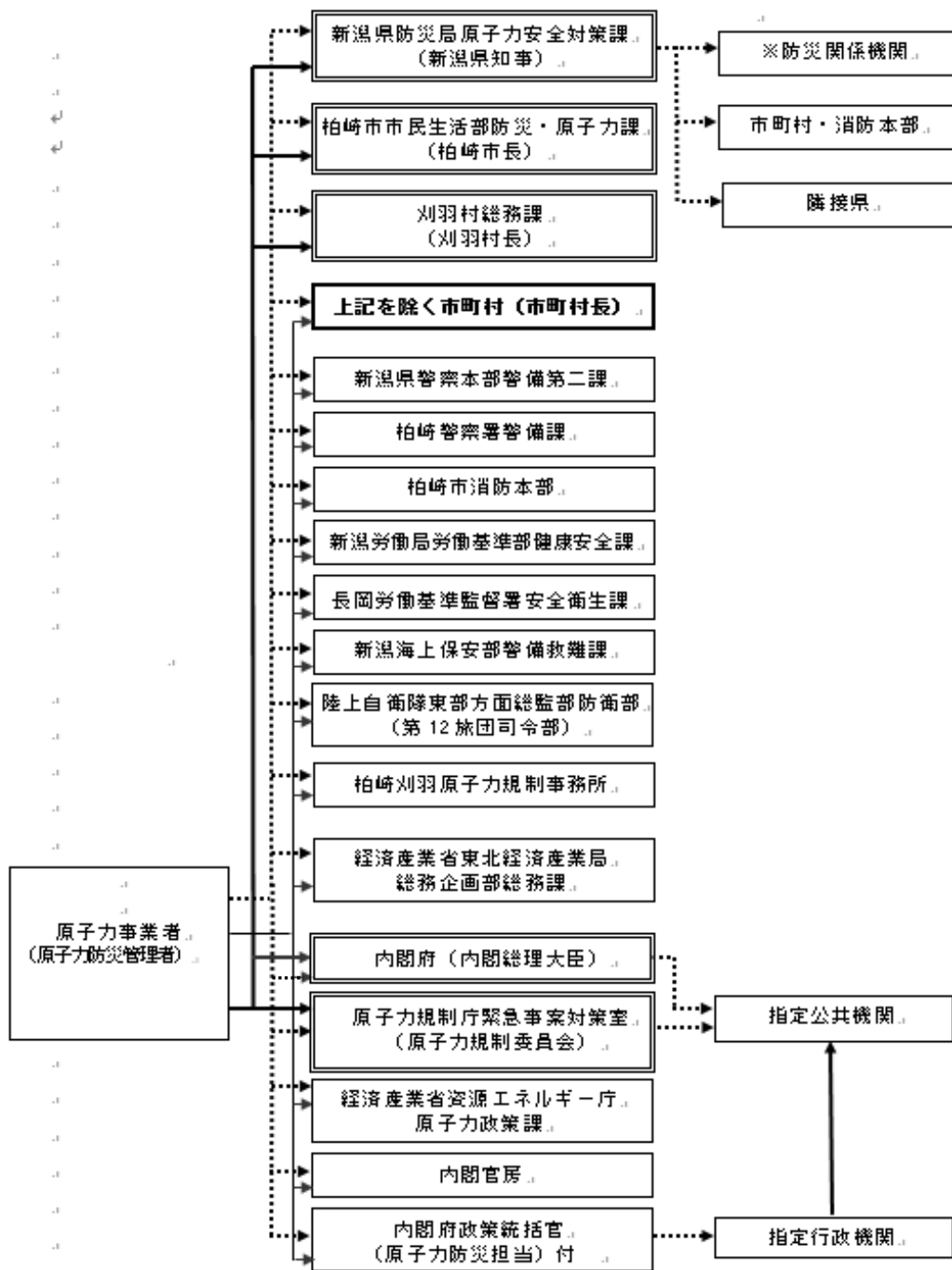
・即時避難区域（PAZ）を含む市村と同様の情報を、即時避難区域（PAZ）を含む市村を除く市町村に連絡

- ・即時避難区域（P A Z）を含む市村を除く市町村に連絡する際には、即時避難区域（P A Z）の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を伝達

4 全面緊急事態における連絡等

原子力防災管理者は、全面緊急事態が発生した場合、県、市町村及び国に、直ちに通報する。

原子力災害対策特別措置法第10条第1項、東京電力ホールディングス株式会社と市町村との安全協定に基づく通報経路。
 (発電所内での事象発生時の通報経路)



- : 電話によるファクシミリ着信の確認。
- - -> : ファクシミリによる送信(ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡)。
- : 電話等による連絡。

* 防災関係機関 : 「指定地方行政機関」・「自衛隊」・「指定公共機関」
 ・「指定地方公共機関」・「その他の公共機関」

5 応急対策活動情報等の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

原子力事業者は、国、県等に対し、発電所の状況、応急対策活動の状況、事故対策本部設置の状況及び被害の状況等について定期的に文書により連絡する。また、安全協定に基づき、市に対して、定期的に文書により状況を連絡する。

(2) 原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

県は、国の現地対策本部、重点区域を含む市町村、指定公共機関、指定地方行政機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、原子力防災センター等に設置される原子力災害合同対策協議会において、発電所の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

6 通信の確保

原子力事業者から通報があったときは、市、県及び防災関係機関は、直ちに情報連絡のための通信手段を確保する。

7 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、県が実施する緊急時モニタリングに関し、職員を派遣するなど協力を行う。また、県を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

第3節 広域的応援対応

1 方針

国、県及び市は、緊急時における災害応急対策要員や資機材等の確保について、必要に応じ、広域的な応援を要請し、災害応急対策を実施する。

2 応援要請及び職員の派遣要請等

- (1) 市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定に基づき、関係市町村に対して速やかに応援要請を行う。
- (2) 市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。
- (3) 市長又は消防長は、管内の消防力で対応できないと判断した場合は、新潟県広域消防相互応援協定等及び新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請を迅速に行う。

3 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求する。また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求する。

4 防災活動拠点

市及び県、国は適切な役割分担のもとに長期的な物資の流通拠点、各種の応援部隊、ボランティア等の活動拠点となる施設を確保する。

第4節 住民等への的確な情報伝達活動

1 方針

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえるため、住民等に対し、災害対応の局面や場所に応じた迅速かつ的確な情報提供、広報を行う。

2 迅速かつ的確な情報提供

(1) 迅速かつ的確な情報提供

市及び県は、原子力事業者が迅速に公表する事実及び国が行う発電所の安全性の評価に基づき、住民等に対して情報を速やかに広報する。

広報にあたっては、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難の必要性及び住民がとるべき行動の指針等について広報するものとし、これらの情報が入手できない場合でもその旨広報し、住民等に不安や混乱が生じないように配慮する。

(2) 定期的な情報提供

市及び県は、住民等への情報提供にあたっては、国等と連携し、情報の一元化を図った上で、情報の発信元を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努め、情報の空白時間がないよう、状況に特段の変化がなくても、定期的に情報を提供する。

(3) 住民等ニーズに応じた情報提供及び要配慮者等への配慮

市及び県は、役割に応じて住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況等（発電所等の事故の状況、緊急時モニタリングの結果、飲食物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関などの情報、市及び県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報）を適切に提供する。

また、市及び県は、広報車、コミュニティFM放送等を活用して、要配慮者、一時滞在者、屋内退避者及び広域避難者等に対しても情報が届くよう十分配慮する。

(4) 多様な媒体の活用

県及び市は、情報伝達にあたって、総合防災情報システム、行政無線、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、緊急速報メールなどの一斉同報配信できる電気通信事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を求める。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

特に、避難者を受け入れている場合、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、避難元市町村等と協力し、適切に情報提供がなされるよう努める。

3 原子力事業者の広報

原子力事業者は、発電所において事故が発生した場合は、住民等に対し、速やかに広報する。

4 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を確立する。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。

第5節 屋内退避、避難等の防護活動

1 方針

市及び県は、緊急時において、住民及び一時滞在者の生命及び身体を原子力災害から保護するため、屋内退避・避難等を指示した場合の対応等について定め、住民等の安全確保を図る。

2 屋内退避・避難等の指標

放射性物質の放出等に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じ、住民及び一時滞在者等に対して屋内退避・避難等の措置を講ずる。

これらの避難・屋内退避等の措置については、柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定められているEALの基準、原災指針に定められているOILの基準のほか、事故の状況、気象状況、避難経路となる道路の被災状況、避難先の状況、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果によるものとする。

3 屋内退避・避難等の防護措置の実施

- (1) 県は、警戒事態発生時には、国の要請等により、市町村と協力し、即時避難区域（P A Z）内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手手段の確保等）を行う。

また、県は、国の要請等により、避難準備区域（U P Z）外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保）に協力するよう要請する。

- (2) 県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請等により、市町村と協力し、即時避難区域（P A Z）内における避難の準備を行うとともに、即時避難区域（P A Z）内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うこととし、即時避難区域（P A Z）を含む市村にその旨を伝達する。

また、県は、国の要請等により、市町村と協力し、避難準備区域（U P Z）内における屋内退避の準備を行うとともに、避難準備区域（U P Z）外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手手段の確保等）に協力するよう要請する。

- (3) 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、即時避難区域（P A Z）内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合はその指示に従い、又は独自の判断により、即時避難区域（P A Z）内の避難等を行うこととし、即時避難区域（P A Z）を含む市村に対し、住民等に対する避難のための指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合には即時避難区域（P A Z）を含む市村と連携し国に要請等する。

また、即時避難区域（P A Z）内の避難の実施に併せて、国の要請等により、避難準備区域（U P Z）を含む市町に対し、屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段の確保等）を行うよう要請するとともに、避難準備区域（U P Z）外の市町村に対して、即時避難区域（P A Z）を含む市村から避難してきた住民等の受入れや避難準備区域（U P Z）を含む市町が行う防護措置の準備への協力を要請する。

- (4) 県は、放射性物質が放出された場合、事態の規模、時間的な推移に応じて、当日の気象条件、緊急時モニタリングの結果、放射性物質拡散予測情報、原災指針を踏まえた国の指示・要請及び放射性核種濃度測定調査等に基づき、O I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、該当する市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難の指示等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請する。

(5) 県及び避難市町村は、屋内退避・避難の措置を講じる場合は、国と協力し、事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、基本的にはEAL及びOILの考え方に基づいて実施する。

ただし、住民の被ばく線量をできる限り抑えるために、予測線量、予測される放射性物質の放出開始までの時間、放出継続時間及び避難に要する予測時間等を勘案して対応する。

(6) 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

(7) 市及び県は、避難時の周囲の状況等により避難を行うことがかえって危険を伴う場合は、居住者等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示するものとする。

(8) 市及び県は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、自然災害を起因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うものとする。

その際には、市及び県は、国と緊密な連携を図るものとする。

(9) 県及び市町村は、一時滞在者等の避難が確実に行われるよう、屋内退避・避難等の指示の周知及び避難誘導に際して十分に配慮する。

(10) 県は、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、国の原子力災害対策本部等に対して要請を行う。

(11) 関係市町村が避難・一時移転を実施するにあたり、次の事項について、原子力災害合同対策協議会において、指示内容の判断のため、県及び関係市町村より事前把握等を行うとともに、指示後においても、同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、県と国及び関係市町村はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

- ・避難準備区域（UPZ）内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

4 屋内退避・避難の実施に係る指示等

市は、住民等の避難誘導にあたり、県と協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

(1) 屋内退避指示

市長は、県より次に掲げる場合として、住民等の屋内退避区域の通知を受けた場合には、住民等に対し、屋内退避場所について、あらためて周知の上、速やかに屋内退避するよう指示する。

ア 緊急時モニタリングの結果、屋内退避が必要な放射線量が計測された場合

- イ 国から、屋内退避が必要となる区域の指導、助言又は指示があった場合
- (2) 屋内退避の実施における留意点
- ア 市は、コンクリート・木造建物等の施設に住民等を誘導する。自宅等の木造建物を退避先とする場合は、窓を閉め、エアコンや換気扇を停止する等、気密性に配慮するよう、速やかに住民に周知する。
- イ 市は、放射性物質の濃度変動等に伴う追加避難に備え、屋内退避と併せて避難準備を実施する。
- ウ 屋内退避者は、屋内退避所、自宅等に備蓄してある食料・物資により生活を維持するよう努める。
- なお、市長は、屋内退避者の生活支援に努めるとともに、大気中の放射性物質の濃度等から長期化が予想される場合、屋内退避が長引くことによる住民への影響を考慮し、速やかな避難指示について、国、県と調整する。
- (3) 知事による避難指示
- 知事は、次に掲げる場合には、市長を経由して、避難が必要である判断される区域の住民等に、速やかに避難をするよう指示する。
- ア 緊急時モニタリングの結果から、避難基準を超える放射線量が計測された場合
- イ 発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況若しくは放射性物質拡散予測情報から避難が必要と判断される場合
- ウ 国から指導、助言又は指示があった場合
- (4) 市長による避難指示
- 市長は、上記のほか内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等を行う。
- (5) 避難手段
- 市及び県は、関係機関と調整を図り、自家用車両、バス、鉄道等による輸送手段等を指示する。
- (6) 避難の実施
- 市及び県は、関係機関と連携して、住民等の避難を実施する。
- 市の区域を超えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力の下、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。この場合、県は受入先の市町村と協議の上、避難が必要であると判断される区域（以下「避難区域」という。）の市町村に対し避難所等となる施設を示す。
- 市は、上記(3)又は(4)により、市の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、県が示す避難住民を受け入れる市町村（以下「受入市町村」という。）の避難所等に避難する。

(7) 避難の実施における関係機関の連携

ア 市は、避難を指示した際、交通整理を行っている警察官等の指示に従うよう周知する。

また、自家用車両による避難の場合、要配慮者や自家用車両等の利用が困難な住民等については、市及び県が手配する公共輸送機関等により輸送を行う。

イ 市は、県と協力し、避難を指示した後、対象区域内に残留者がいないか確認を行う。

ウ 市は、県及び県警察等の防災関係機関と協力し、住民避難を実施するとともに、受入市町村と協力し、避難先への誘導を行う。

なお、市は、放射性物質の放出後に住民避難が必要となった場合には、線量率の測定結果、気象条件等を考慮し、避難誘導を実施する。

エ 市は、道路管理者等から通行可能な道路の状況について情報提供を受け、住民等に速やかに周知する。

オ 市は、戸別訪問、避難経路所又は避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民の避難状況を確認する。

(8) 指定地方公共機関である放送事業者による屋内退避・避難の指示等の放送

放送事業者は、屋内退避・避難の指示等があったときは、速やかに指示の内容について、正確かつ簡潔に放送する。

(参考) 即時避難区域（PAZ）・避難準備区域（UPZ）の避難・屋内退避

新潟県地域防災計画「原子力災害対策編」より

ア 即時避難区域（PAZ）の住民等への避難指示等

知事は、原子力事業者から全面緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合、市町村との広域的な避難調整を行った上で、即時避難区域（PAZ）を含む市町村の長を経由して、即時避難区域（PAZ）内の住民等に、直ちに避難をするよう指示する。

この場合において、知事は、避難住民を受け入れる市町村（以下「受入市町村」という。）及び避難経路所を確認するとともに、受入市町村に対し、避難住民等の受け入れを要請する。

また、県は、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請する。

イ 避難準備区域（UPZ）の住民等への屋内退避指示等

避難準備区域（UPZ）を含む市町村の長は、事業者から全面緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合には、避難準備区域（UPZ）内の住民等に対し、防災行政無線（戸別受信機を含む）、広報、町内会・自主防災組織を通じてあらかじめ屋内退避所について周知の上、速やかに屋内退避するよう指示する。

また、避難準備区域（UPZ）を含む市町村の長は、住民等に対し、落ち着いて行動するとともに、以後、原子力災害対策本部等から出される指示等に留意するよう要請する。

ウ 避難準備区域（UPZ）の住民等への避難指示等

知事は、次に掲げる場合には、避難調整を行った上で、避難準備区域（UPZ）を含む市町に対し、避難が必要であると判断される区域（以下「避難区域」という。）を速やかに通知し、受入市町村及び避難経由所又は避難施設名を確認するとともに、避難市町の長を経由して、避難区域に指定した住民等に、速やかに避難をするよう指示する。

(ア) 緊急時モニタリングの結果、避難基準を超える放射線量が計測された区域又は発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況若しくは放射性物質拡散予測情報から避難区域が確認された場合

(イ) 国から避難が必要と判断される区域の指導、助言又は指示があった場合

また、当該避難を指示する場合において、知事は、受入市町村に対し、避難住民等の受け入れを要請する。

5 要配慮者等の支援

市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備等に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

- (1) 市は、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生し、指示があった等の場合は、避難行動要支援者の屋内退避・避難について、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、適切な避難支援等を実施する。
- (2) 病院、福祉施設等は、原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、入院又は入所の要支援者の避難について、避難誘導等の計画に基づき実施する。
- (3) 学校等施設の管理者は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率の下、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、市又は県に対し速やかにその旨を連絡する。
- (4) 消防機関、自衛隊等の防災関係機関は、要配慮者の屋内退避・避難が困難な場合には、福祉避難所への避難等の支援を実施する。
- (5) 市は、県と協力し、避難することとなった要配慮者に対し、移動中や避難所におけるケアなどに十分に配慮する。
- (6) 市は、県と協力し、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者に十分配慮し、健康状態の把握に努める。

また、市及び県は、要配慮者に向けた情報の提供、生活環境への配慮、必要な飲食物及び物資の提供を行う。

6 交通の規制

県警察は、避難指示区域から迅速かつ円滑に避難が実施できるよう交通規制を実施する。

7 感染症流行下での防護措置

市及び県は、新型コロナウイルスを含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。

具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

8 避難時の避難所の開設・運営等

市は、受入市町村又は避難市町村等の協力を得て、緊急時に必要に応じ避難所を開設・運営する。市は、県と連携し、避難及びスクリーニング等の場所の開設や住民等に対する周知について支援する。

- (1) 市は、初動期において、受入市町村又は避難市町村と協力し、避難所ごとに避難者の人数をはじめ現況を把握する。
- (2) 市は、初動期に、受入市町村又は避難市町村、県、防災関係機関等と協力し、男女双方及び性的少数者の視点を踏まえ避難所において各種の避難者ケアを実施し、加えて、県及び受入市町村は、こころのケアを実施する。
- (3) 市は、一定期間経過後における避難者に対する各種ケアについて、受入市町村又は避難市町村と協議のうえ、当該市町村に引き継ぐものとする。
- (4) 県は、避難が長期化した場合には、市町村と協力のうえ、避難者の健康、プライバシー保護、メンタル相談等の対策、避難所の衛生対策及び家庭動物の保護場所確保等に留意するとともに、要配慮者の待遇及び男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点に十分配慮した支援を行う。
- (5) 市は、避難所において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

9 避難者・屋内退避者の生活支援

- (1) 市は、県、防災関係機関、運送事業者等と協力し、屋内退避者向けの生活支援に努める。
- (2) 市は、屋内退避所、避難所等において必要となる飲料水、飲食物及び生活必需品等が不足し、調達の必要がある場合には県に物資の調達を要請する。
- (3) 市及び県は、あらかじめ物資の受入れ及び集積場所の候補地を選定しておくとともに、当該場所に職員を配置し、物資の受入作業及び仕分作業を行う。
- (4) 市は、県と協力し、被災者に対して、物資の供給場所、供給時間等を十分広報し、円滑な供給を行う。
- (5) 市は、避難所等施設責任者の指示により、行政区、自主防災組織等を通じて、子供や病弱者等を優先しながら物資を配付し、避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により物資の情報を提供する。
- (6) 電気、ガス、水道、電話等のライフライン関係事業者は、市及び県等と協力し、屋内退避地域での供給を確保する。
- (7) 市は、避難所以外に避難した住民等の把握に努めるとともに、食料・物資の提供、情報の提供など必要な支援を行う。

10 避難住民等の受入れ

市は、県から避難区域の市町村の避難住民等の受入れの要請があり、受入れが可能な場合は、県の要請を受けて、避難所等となる施設を示した上で、受入する。市は、上記8及び9により避難所等の運営、生活支援を行う。

11 原子力被災者生活支援チームとの連携

県及び市は、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、事故対応の進捗の状況に応じて、避難区域等の設定・見直し（計画的避難の実施や一時立入業務を含む）、原子力被災者の避難・受入先の確保、子ども等をはじめとする原子力被災者等の健康調査、環境放射線モニタリング、除染等を推進する。

12 屋内退避・避難の解除

(1) 屋内退避指示の解除

市は、緊急時モニタリングの結果のほか、気候条件、汚染地域の除染対策等に係る国及び県の助言を受け、屋内退避の解除が可能となった場合には、順次、可能な区域から屋内退避の指示を解除する。

(2) 避難指示の解除

県（市が避難指示を行った場合は、市長）は、緊急時モニタリングの結果、市における放射線量が避難基準を下回った場合には、気候条件、汚染地域の除染対策等を勘案し、市と協議して、可能な区域から避難の指示を解除する。

市長は、内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避解除又は避難のための立ち退きの指示解除等を行う。

13 治安の確保及び火災の予防

市は、応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期す。特に、避難のための立ち退きの指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、国及び県と協力の上、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努める。

14 医療活動

(1) 医療措置

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力する。

(2) 安定ヨウ素剤の予防服用

市は、原災指針を踏まえ、原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示に基づき、服用対象の住民等が安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措置を講じる。

第6節 飲食物の摂取制限及び出荷制限、農林水産物等の採取及び出荷制限

1 検査の実施

県は、国からの指示及び要請に基づき、又は、必要と認めるときは、飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限、出荷制限を実施する。

また、市は、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

2 飲食物の摂取制限及び出荷制限

- (1) 放射性物質が放出された後に、国は、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限を実施するよう県及び関係市町村に指示することとされている。
- (2) 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果により飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、県等に検査計画の策定・検査の実施を指示・要請するものとされている。また、国は、当該検査の結果を取りまとめ、その結果に基づき、O I Lの基準等を踏まえ飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について県等に指示するものとされている。
- (3) 市は、国の指示及び要請、ならびに放射性核種濃度測定調査に基づいた、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置及びこれらの解除の実施について、県より指示があった場合、実施する。
- (4) 市及び県は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起を実施する。

3 農林水産物等の採取及び出荷制限

市は、国及び県の指示及び要請に基づき、農林水産物の生産者、出荷機関、市場の責任者に対し、汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を講じるよう指示する。

第7節 緊急輸送活動

1 方針

県及び市は、緊急時において、災害応急対策を迅速に実施するため、人員、資機材及び緊急物資の輸送活動を迅速に行う。

2 緊急輸送体制の確立

- (1) 県及び市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- (2) 県及び市は、人員、車両等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺市町村や隣接県に支援を要請する。

3 緊急輸送のための交通確保

市及び道路管理者は、交通規制に当たる県警察と相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとる。

第8節 防災業務関係者の安全確保

1 方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、国、県及び原子力事業者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において、防災要員が冷静な判断と行動が取れるよう配慮する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。

2 防護対策

市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

3 防災業務関係者の放射線防護

- (1) 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。
- (2) 市は、県と連携して、職員の被ばく管理を行う。
- (3) 県は、応急対策活動を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。
- (4) 県は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、原子力防災センター等において、国、市町村及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第9節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する応急対策

1 方針

核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力災害の発生及び拡大防止のため、原子力事業者及び運搬を原子力事業者から委託された者（以下この節において「原子力事業者等」という。）、国、警察及び消防機関は、運搬の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器等の安全性を踏まえつつ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。

2 原子力事業者等の活動

- (1) 原子力防災管理者は、核燃料物質の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として国、事故発生場所を管轄する都道府県、市町村、警察機関、消防機関、海上保安部署など関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関に対しては、その着信を確認する。以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。
- (2) 原子力事業者等は、原子力災害の発生の防止を図るため、直ちに、携行した防災資機材を用いて、危険時の措置等を迅速かつ的確に実施する。さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。

3 国の活動

国は、事故の報告等を受けた場合、必要な体制を整え、情報収集、外部機関による支援を含む事故の現場での放射線モニタリングや傷病者への対処、関係機関間の連絡調整、外部への情報発信等を実施することとされている。

4 消防機関の活動

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

5 警察機関の活動

事故の通報を受けた警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

6 県の活動

県は、事故の通報を受けた場合、直ちに消防庁に即報するとともに、事故の状況の把握に努め、国の主体的な指導のもと、市、消防及び警察機関の協力を得て、必要に応じて事故現場周辺の住民避難等の指示を行うなど必要な措置を講じる。

第4章 災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

1 方針

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国の現地対策本部及び原子力被災者生活支援チーム、県と連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

2 放射性物資による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及び関係機関と協力して、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行う。

3 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、環境放射線モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された、交通規制、飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。

4 災害地域住民に係る記録等の作成

- (1) 市は、屋内退避及び避難措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。
- (2) 県及び市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置等を記録する。

第3節 被災者等の生活再建等の支援

1 生活資金等の支援

市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。

2 相談窓口体制の整備

市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び受入市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

3 支援制度の整備

市は、市と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第4節 産業等への支援

1 風評被害等の影響の軽減

県及び市は、国、県内市町村及び関係機関・団体と連携し、原子力災害による風評被害の未然防止又はその影響を軽減するため、県内外に、放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、農林水産業や地場産業の商品の適切な流通の確保、観光客の誘致等のための取組を実施する。

2 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ、設備復旧資金、運転資金の貸付などの支援措置を行う。また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報する。

第5節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原災指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。